

「全国部落調査 部落地名総鑑の原典復刻版」の 発行・販売に対する抗議声明

1975年11月に「部落地名総鑑」差別事件が発覚して大きな社会問題となつたが、それから40年が経過した。今日、この「部落地名総鑑」を公然と発行・販売しようとするものが再び現れた。このような差別を商う行為は絶対に許せるものではなく、怒りを込めて抗議するものである。

ここで「部落地名総鑑」事件の本質を明らかにするため、経過をもう一度振り返っておきたい。

この事件は1975年11月に一通の匿名の投書から発覚した。全国の被差別部落の所在地を新旧地名で示し、主な職業や世帯数などを記載した書籍が、一冊3万円など高額で売られていた。企業の人事担当に送られたダイレクトメールは、採用において被差別部落出身者を排除することをそそのかすものとなっており、書籍の内容もその目的にしか使えないものだった。その後の調査で同種の「地名総鑑」が次々と発見され8種類となり、購入した企業は一部・二部上場企業を中心に二百数十社も判明した。

これに対し部落解放同盟は、就職や結婚における差別につながる重大事件として全国の組織をあげて糾弾闘争をおこない、購入企業に反省を迫った。そして購入企業は反省し部落差別撤廃のために尽力することを約束した。

また、政府に対しても責任を追及し対策を要求した。1975年12月15日に「労働大臣談話」がだされ、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々な差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾であり、極めて憤りにたえない。」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。

同時に、「地名総鑑事件」についての見解と取り組みについて、関係各省（総理府、法務、労働など12省）事務次官連名による経済6団体への要請文書がだされ、全国の自治体へ周知する文書、さらに労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書がだされた。これらは国会やマスコミでも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。そして法務省は、この差別書籍を回収し焼却した。労働省は、「企業内同和問題研修推進員制度」を作り、各企業で公正な採用選考システム作りやその為の研修がおこなわれるよう取り組みを推進した。

その後、2006年に興信所が新たな種類の「部落地名総鑑」を保有していた事件が発覚した。さらにフロッピーに電子情報化された「部落地名総鑑」が回収され、その電子情報の拡散の危険性が指摘された。

そして今日、ネット上に被差別部落の所在地の一覧を載せる差別行為が続発しており、なかでも「鳥取ループ・示現社」によるものは執拗で確信犯と言える。

そして、その「鳥取ループ・示現社」が、「全国部落調査 部落地名総鑑の原典復刻版」と題した書籍を2016年4月1日に発行・販売するという情報がインターネ

ット上に掲載されていることが判明した。全国の被差別部落の新旧地名、世帯数、職業などをリスト化したものだと宣伝されている。

今もなお結婚や就職で部落差別があとを絶たない現実がある。戸籍等の不正請求・取得や差別身元調査が無くならない実態がある。土地・家屋の取得や引っ越しに際して、被差別部落の所在地を問い合わせる差別事件も後を絶たず、部落差別の深刻な実態が今なお存在する。そのような中で「部落地名総鑑」を発行・販売することは、差別を商う行為であり、絶対に許すことはできない。

幸い出版・流通関係各社は、部落解放同盟からの要請の趣旨を理解し、この差別書籍を取り扱わぬことになった。また、出版や販売を禁止する仮処分申請に対し、横浜地裁から「禁止」の決定が出された。しかし、この差別書籍の内容が他の何らかのかたちで発行・販売されない保証はない。インターネット上に掲載された被差別部落の地名一覧についても削除する必要があり、そのための法的整備を急ぐ必要がある。

部落解放中央共闘会議として、「部落地名総鑑」差別事件を再度教訓化し、今回の差別書籍の発行・販売を許さず、ネット上の「被差別部落地名一覧」を削除させるため、関係行政機関へ働きかけるとともに、差別煽動の禁止をはじめ差別を禁止する法制度の整備にとりくんでいく。

2016年4月13日

部落解放中央共闘会議